

# 浦河都市計画（浦河町） （非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、浦河都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

浦河都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	浦 河 町	行政区域の一部	約 1,067 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域日高地域の東部に位置しており、市街地は河川や山地により分断され、大通地区、堺町地区及び東町地区の 3 地区を中心として形成されてきた。産業については、太平洋の豊富な水産資源を背景とした漁業や農業のほか、日本有数の軽種馬産地として軽種馬産業を中心に発展してきた。

しかしながら近年は、急激な社会経済環境の変化により、軽種馬生産から肉用牛生産への転換や、アスパラガスとの複合経営等を推進し、経営改善を図るとともに、夏いちご栽培等の新規作物に取り組んでいる。水産業についても、漁獲高の横ばい状態が続いている。一方、市街地については、平坦部での空き地・空き家の増加が目立ち、公共施設等が十分に整備されていない地区にまで宅地化が進んで来ており、今後はその計画的な誘導や整序を図る必要がある。

浦河町では、先人から受け継いだ浦河に対する「想い」や、日高管内の行政・経済・文化の中心地であるという「誇り」、そして古代から守られてきた大自然や、これまで培われてきた文化や人々の力といった「魅力」を次の世代にしっかりと引き継いでいくことを目指し、「だれもがいきいきと輝けるまち」をまちづくりの将来像としている。

本区域の都市づくりにおいては、後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進するとともに、環境教育の拡充を図り、環境にやさしく後世に継承できるまちづくりを目指す。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用し

たコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、埋め立てにより形成された築地地区に役場、警察等の行政施設や浦河港が立地され、隣接してJR駅や商業施設の集積が行われる等、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、経済状況の変化等により、空き家や空き地の顕在化による商業業務機能の衰退、にぎわいの喪失等、中心市街地の機能の回復が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地や地域商業業務地の周辺及び幹線道路沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・専用住宅地は、一般住宅地の外縁部に中低層を、緑町地区及び東町地区の丘陵部に低層住宅地を配置し、周囲の自然環境や商業業務地への近接性に恵まれた、良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、大通地区に配置し、広域的な商業核として商業・娯楽・業務の各施設の集積を積極的に図る。
- ・地域商業業務地は堺町地区及び東町地区に配置し、近隣住民のための生活利便施設の集積を図る。
- ・沿道商業業務地は、堺町地区の3・4・2号堺町中央通沿線（一般道道静内浦河線）及び3・4・3号緑町向別通（一般道道静内浦河線）沿道に配置し、沿道サービス施設等の立地を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地の堺町地区及び東町地区は、利便性の高さを活かし、物流や卸売の拠点とし、浜町地区及び築地地区は港湾関連土地利用を図るため臨港地区を定め、適切な土地利用を図るとともに、水産加工業等の軽工業の集積を図る。

##### (2) 市街地の土地利用の方針

##### ① 土地の高度利用に関する方針

大通地区は今後とも多様な都市機能の集積による土地利用の複合化を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地については、地域の特性を活かしたゆとりある住環境の形成を図るため、地区計画等により良好な住環境を維持していく。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

常盤公園については、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であり、今後も適正に保全を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている浦河昌平町1地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき避難場所への誘導や地域住民への情報の伝達等の災害防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 土砂流出防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 浦河港では、近年、港湾施設整備について、公有水面埋立事業が進められていたが、現在は防波堤整備事業等が進められている。そのため、港湾として適切に運営管理するため、臨港地区等を指定するとともに、必要に応じた見直しを行なう。
- ・ 用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の

交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、地震の多いまちであると共に、国道 236 号、国道 235 号また国道 336 号等の主要幹線道路が交わる交通の要衝でもあることから、災害時に強い道路網の形成を図る。
- ・本区域は、物流の拠点である地方港湾浦河港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

#### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.81 km/km <sup>2</sup>	1.95 km/km <sup>2</sup>

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 道路

- ・日高自動車道が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・1 号浦河大通(国道 235 号及び 236 号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2 号堺町中央通(一般道道上向別浦河停車場線及び静内浦河線)、3・4・3 号緑町向別通(一般道道上向別浦河停車場線及び静内浦河線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

#### b 交通結節点等

総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るため、今後とも交通結節点機能を確保する。

### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

3・4・5 号昌平通(町道昌平町東通線)の整備を促進する。

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

#### ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

## イ 河 川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

### b 整備水準の目標

#### ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 53.6%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

#### イ 河 川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

## ② 主要な施設の配置の方針

### a 下水道

浦河公共下水道については、下水道及びポンプ場を確保し、築地地区に処理場を適切に配置する。

### b 河 川

向別川及び乳呑川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

## ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

## (3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている浦河漁業協同組合地方卸売市場及び丸高青果浦河地方卸売市場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域は、太平洋に面した市街地を南北方向に流れる向別川と乳呑川の河川空間、西部から東部にかけて取り囲むように展開する丘陵樹林地を骨格とする半環状型の緑地帯により、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

### (2) 緑地の配置の方針

#### ① 緑地系統ごとの配置方針

##### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、潮見ヶ丘公園及び常盤公園を配置する。

**b レクリエーション系統**

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、誘致距離を勘案したふれあい公園及び街区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として潮見ヶ丘公園及び常盤公園を配置する。

**c 防災系統**

災害時における一時避難地として既存の街区公園、潮見ヶ丘公園及び常盤公園を配置する。

**d 景観構成系統**

市街地を貫流する向別川の環境整備や国道・道道等の幹線道路や町道における街路樹等の緑化整備を図り、緑のネットワーク形成に向けた都市景観の軸となる緑地の創出に努める。

**e その他の系統**

乳呑川等の河川空間や自然性に富んだ緑地を維持し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

**② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。  
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である堺町西公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

**(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

**(4) 主要な緑地の確保目標**

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。  
総合公園については、潮見ヶ丘公園の再整備を図る。